

取扱い職種・手数料等

【取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲】

当社の取扱業務範囲は、全職種です。取扱地域は、国内です。ただし、以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

：若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

【求人受付に関する事項】

当社は、求人申込受理、職業紹介および職業指導等にあたり、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること、障害者であること等を理由として差別的取り扱いをいたしません。

【手数料に関する事項】

- ・求人受付の際、一切申し受けません。成功報酬として紹介手数料をいただいております。ただし、特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索には別途契約の上、着し金を頂くことがございます。
- ・基本年収の 35～50%の手数料率を基本とさせていただきますが、案件の難易度ごとに相談となります。尚、年収とは、採用決定者に明示した月額給与（年収算定可能な諸手当はすべて含む）の 12 ヶ月分と 1 年間の理論賞与額（1 年間に支払われる賞与に対応する査定期間すべてに在籍し、かつ、平均的な賞与査定を受けたと仮定して算出した年間賞与額）を合算した額をいうものとします。
- ・職業安定法に基づき、厚生労働省に届け出ている手数料率及び着し金を下記の通り明示しております。下記手数料及び着し金は上限であり、貴社の手数料率は別途申込書及び契約書にて定めたものです。

【短期退職による返戻について】

- ・短期退職の場合には、手数料の一部を返戻する制度を設けております。

詳しい返戻率等に関しては、契約締結時にご案内申し上げます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の最大 100% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の最大 100% 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料は消費税が含まれておりません。

許可番号

厚生労働大臣許可 職業紹介事業 13-ユ-317451

事業所名称

株式会社ショーファーサービス

事業所所在地

東京都千代田区内神田一丁目14番5号 NK内神田ビル4階